

今治市省エネ家電購入促進事業補助金 Q&A 集

目次

1 補助金の概要	5
1-1 どのような制度ですか。	5
2 補助額について	5
2-1 補助額はいくらですか。	5
3 対象製品について	5
3-1 対象となる製品はどのようなものですか。	5
3-2 店舗や事業所で対象製品を使用する場合は補助対象となりますか。	6
3-3 別荘で対象製品を使用する場合は補助対象となりますか。	6
3-4 農業用倉庫で対象製品を使用する場合は補助対象となりますか。	6
3-5 統一省エネラベルとは何ですか。	6
3-6 対象となる製品の★はどのように確認すればよいですか。	6
3-7 申請者と使用者が異なっても対象となりますか。	7
3-8 既存のエアコンを別の部屋に移動し、新たに1台購入した場合は、補助の対象になりますか。	7
3-9 エアコンを販売店に無償で引き取ってもらった場合は、補助の対象になりますか。	7

3-10 補助対象製品を設置した後に、既存のエアコンを自分で廃棄する場合は、補助の対象になりますか。	7
3-11 既存のエアコンをリサイクルショップで買い取ってもらった場合は、補助の対象になりますか。	8
4 対象経費について	8
4-1 何が対象経費となりますか。	8
4-2 対象製品をまとめて買った場合は対象になりますか。	8
4-3 購入時にポイント利用をした場合の補助対象経費はどうなりますか。	8
4-4 購入の際に付与されるポイントは購入費用から減額されますか。	8
4-5 機器の配送料や消費税などは対象になりますか。	9
4-6 補助対象製品とそれ以外の製品を同時に購入し、最後に値引きがされている場合、値引き額はどのように取り扱うのですか。	9
4-7 取換え前の製品はどのように処分すればいいでしょうか。	9
5 対象者について	10
5-1 対象者の主な条件は何ですか。	10
5-2 今治市に住民登録をする前の購入は対象となりますか。	10
5-3 世帯主でなくても申請できますか。	10
5-4 環境政策課が他に行っている補助との併用は可能ですか。	10

6 対象店舗について	10
6-1 店舗・事業者の条件はありますか。	10
6-2 インターネット経由での購入やネットオークションなどでの購入は対象になりますか。	11
7 対象期間・受付期間について	11
7-1 購入対象時期はいつからですか。すでに購入したエアコンは対象になりますか。	11
7-2 申請期間を教えてください。	11
7-3 申請をできるのはどの時点からですか。	11
7-4 令和6年1月末に対象製品を購入し、令和6年2月1日以降に取換えが完了した場合は対象になりますか。	11
7-5 この補助はいつまで行っていますか。	12
8 手続きについて	12
8-1 申請窓口はどこですか。	12
8-2 どのように申請したらいいですか。	12
8-3 申請用紙はどこで手に入りますか。	12
9 必要となる書類について	13
9-1 申請に必要な書類は何ですか。	13

9-2 領収書はコピーでもいいですか。.....	13
9-3 領収書について詳しく教えてください。.....	13
9-4 領収書を失くしてしまいました。どのようにすればよいでしょうか。.....	14
9-5 メーカー保証書を失くしてしまいました。どのようにすればよいでしょうか。.....	14
9-6 省エネ性能(星の数)がわかる書類の写しについて詳しく教えてください。.....	14
9-7 補助金の振込先として使える口座はどのようなものですか。.....	14
9-8 補助金の振込先は申請者名義以外の口座でも可能ですか。.....	14
9-9 振込先口座の通帳の写しはどの部分を提出すればいいですか。.....	15
9-10 申請してから補助金が振り込まれるまでの時間はどのくらいですか。.....	15

1 補助金の概要

1-1 どのような制度ですか。

- 既存のエアコンを省エネ性能の優れた製品に取換えすることにより、CO₂排出量が制限され、脱炭素化が家庭で促進されます。
- 温暖化対策への関心を高め、温室効果ガス排出量の削減と家庭への負担軽減につながる対象製品への取換えを支援するための制度です。

2 補助額について

2-1 補助額はいくらですか。

- 購入額(税抜)の1/4を補助し、上限は3万円です。※千円未満は切り捨て

3 対象製品について

3-1 対象となる製品はどのようなものですか。

- 家庭用のエアコンで統一省エネラベルが**旧基準 3つ星以上、新基準2つ星以上**の製品が対象です。(旧基準はラベルの取換え猶予期間である9月30日までが対象で、10月1日以降は新基準のみ対象となります)
- 家庭用であっても移動式エアコンは対象外です。



3-2 店舗や事業所で対象製品を使用する場合は補助対象となりますか。

- 家庭用のエアコンを対象としていますので、店舗や事業所で使用するものは補助の対象外です。
- 店舗兼住居の場合に住居部分で使用するものであれば申請可能です。

3-3 別荘で対象製品を使用する場合は補助対象となりますか。

- 申請者が住民登録をしている住居において対象製品を使用することを補助の前提としておりますので、それ以外での対象製品の使用は補助対象外となります。

3-4 農業用倉庫で対象製品を使用する場合は補助対象となりますか。

- 住居部分で対象製品を使用することを補助の前提としておりますので、同じ敷地内でも倉庫等での対象製品の使用は補助対象外となります。

3-5 統一省エネラベルとは何ですか。

- 家電メーカーが提供する製品情報を基に、省エネルギーセンターがデータベース化し情報提供している省エネ性能について同種製品内での相対的性能を多段階評価で付した表示ラベルのことです。

3-6 対象となる製品の★はどのように確認すればよいですか。

- 購入する製品の統一省エネラベルの多段階評価点を購入する店舗でご確認ください。
- 省エネ型製品情報サイト等でも確認することができます。

<省エネ型製品情報サイト>

<https://seihinjyoho.go.jp/>

3-7 申請者と使用者が異なっても対象となりますか。

- 対象となりません。申請者が今治市内で使用することを前提とした補助であるため、申請者と使用者は同じである必要があります。

3-8 既存のエアコンを別の部屋に移動し、新たに 1 台購入した場合は、補助の対象になりますか。

- 補助の対象になりません。家庭で排出する二酸化炭素の量を削減するためには、既存の機器が利用されなくなる(=リサイクル処分)必要があります。

※家電リサイクル券の写しが必ず必要です。

3-9 エアコンを販売店に無償で引き取ってもらった場合は、補助の対象になりますか。

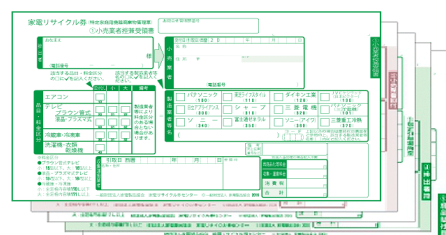
- 補助の対象になりません。

排出する二酸化炭素の量を削減するためには、既存の機器が利用されなくなる(=リサイクル処分)必要がありますが、エアコンを無償で引き取ってもらうと、その結果が不明確です。 **※家電リサイクル券の写しが必ず必要です。**

3-10 補助対象製品を設置した後に、既存のエアコンを自分で廃棄する場合は、補助の対象になりますか。

- 対象となりますが、新しいエアコンの購入により既存のエアコンが利用されなくなったこと(=リサイクル処分)を証明する必要がありますので、申請書類に、補助対象製品の購入日以降の日付の家電リサイクル券の写しを添付してください。

※家電リサイクル券の写しが必ず必要です。



3-11 既存のエアコンをリサイクルショップで買い取ってもらった場合は、補助の対象になりますか。

- 補助の対象になりません。

排出する二酸化炭素の量を削減するためには、既存のエアコンが利用されなくなる(=リサイクル処分)必要があります。

※家電リサイクル券の写しが必ず必要です。

4 対象経費について

4-1 何が対象経費となりますか。

- 対象製品の購入額(税抜)と、その製品の取り付けに必要となる工事費が対象となります。

4-2 対象製品をまとめて買った場合は対象になりますか。

- 申請は同一世帯で1回1台限りですので、複数台購入された場合は、1台分のみを申請することは可能です。

4-3 購入時にポイント利用をした場合の補助対象経費はどうなりますか。

- 補助対象経費は、ポイント利用分を除いた実支出額となります。
- 本体購入費用の実支出額で判断するため、販売店で商品代金から値引きがあった場合(クーポン割引)や販売店のポイント等を使用した場合は、割引後の金銭支払額を補助対象経費として計算します。

4-4 購入の際に付与されるポイントは購入費用から減額されますか。

- 購入額に応じて付与されるポイントについては減額しません。

4-5 機器の配送料や消費税などは対象になりますか。

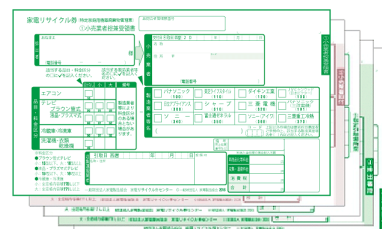
- 購入額(税抜)に対する補助となっておりますので、消費税は対象外となります。
- 補助対象経費に含まれるのは購入額(税抜)とその製品の取り付けに必要となる工事費のみですので、配送料やリサイクル料等の諸経費については対象外となります。

4-6 補助対象製品とそれ以外の製品を同時に購入し、最後に値引きがされている場合、値引き額はどのように取り扱うのですか。

- どの製品に対する値引きであるかを判断できませんので、値引きはまとめて記載せず、それぞれの製品に対する値引きを購入店で記載してもらってください。
- 本体購入費用の実支出額で判断するため、販売店で商品代金から値引きがあった場合(クーポン割引)や販売店のポイント等を使用した場合は、割引後の金銭支払額を補助対象経費として計算します。

4-7 取換え前の製品はどのように処分すればいいでしょうか。

- エアコンは、家電リサイクル法の対象製品となります。
新しい製品を購入するお店に、引き取りを依頼してください。
(最寄りの郵便局でリサイクル費用を支払い、家電リサイクル券を受け取り処分することもできますが、購入するお店で引き取ってもらうのが最も簡単です。)
- 今回の申請には、取換え前の製品を処分した時の**家電リサイクル券の写し**が必要となります。



5 対象者について

5-1 対象者の主な条件は何ですか。

- 令和5年4月1日から令和6年1月 31 日までの期間中に、新品(未使用品)の補助対象になっているエアコンを、今治市内に所在する店舗・事業者から購入していること
- 補助対象製品の購入日から補助金の申請日までの間に、申請者が引き続き今治市に住民登録があること
- 申請は同一世帯で1回1台限り
- 世帯全員に市税の滞納がないこと

5-2 今治市に住民登録をする前の購入は対象となりますか。

- 購入日の時点で今治市に住民登録があることを条件としておりますので、住民登録を行う前の購入は対象となりません。

5-3 世帯主でなくても申請できますか。

- 同一世帯であれば申請は可能ですが、申請は同一世帯で1回1台限りとなっております。

5-4 環境政策課が他に行っている補助との併用は可能ですか。

- 可能です。

6 対象店舗について

6-1 店舗・事業者の条件はありますか。

- 今治市内に所在する店舗・事業所から対象商品を購入してください。

6-2 インターネット経由での購入やネットオークションなどでの購入は対象になりますか。

- インターネット、ネットオークションなど実際の店舗で購入していない場合は対象外です。

7 対象期間・受付期間について

7-1 購入対象時期はいつからですか。すでに購入したエアコンは対象になりますか。

- 令和5年4月1日から令和6年1月31日までに購入した製品が補助の対象となります。購入対象期間外にエアコンを購入された場合は対象外です。

7-2 申請期間を教えてください。

- 申請期間は令和5年7月10日(月)から令和6年1月31日(水)です。
ただし、受付期間中においても申込が予算枠に達した場合は受付を終了します。

7-3 申請をできるのはどの時点からですか。

- 申請の際、家電リサイクル券とメーカー保証書の写しが必要になるため、対象となる省エネ製品を購入し、取換えを済ませた後、申請書類がそろった時に申請してください。

7-4 令和6年1月末に対象製品を購入し、令和6年2月1日以降に取換えが完了した場合は対象になりますか。

- 対象となりません。申請をするためには、取換えを1月31日までに完了させて申請する必要があります。

7-5 この補助はいつまで行っていますか。

- 令和6年1月31日(水)(郵送の場合31日必着)が申請の締切りです。ただし受付期間中においても申請が予算枠に達した場合は受付を終了します。

8 手続きについて

8-1 申請窓口はどこですか。

- 今治市省エネ家電購入促進事業補助金受付窓口に申請してください。
〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1 本庁第2別館8階
今治市役所 環境政策課
「今治市省エネ家電購入促進事業補助金」係

8-2 どのように申請したらいいですか。

- 窓口の混雑を避けるため、原則郵送にて申請書類を提出してください。
- 郵送方法は普通郵便でかまいません。レターパックや簡易書留など追跡可能な郵便を推奨します。
※送料は申請者のご負担でお願いいたします。

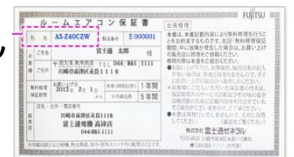
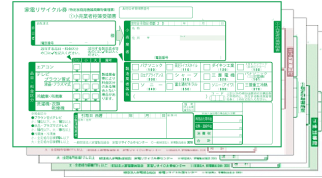
8-3 申請用紙はどこで手に入りますか。

- 今治市環境政策課のHPに掲載しております。
- 環境政策課・各支所住民サービス課・公民館の窓口でも配布できるように用意する予定です。

9 必要となる書類について

9-1 申請に必要な書類は何ですか。

- 申請に必要な書類は以下の7つです。
 - 1 交付申請書兼誓約書(様式第1号)
 - 2 家電リサイクル券(グリーン券)の写し
 - 3 補助金の振込先口座の通帳の写し(通帳を開いた1、2ページ目の写し)
 - 4 領収書の写し
申請者が対象家電を購入したことが証明できるもの
(購入者本人の氏名が記載されているもの)
製品名や支払金額の内訳が記載されたもの
 - 5 購入エアコンの型番、製造番号がわかるメーカー保証書の写し
住所、氏名、連絡先などお客様情報が記載されているもの
(未記載の場合は申請者の方が記載して提出してください)
 - 6 省エネ性能(星の数)がわかる書類の写し(カタログ・チラシ等)
 - 7 その他今治市が提出を求めるもの



9-2 領収書はコピーでもいいですか。

- コピーをご提出ください。なお、原本をご提出いただいても返却はいたしません。

9-3 領収書について詳しく教えてください。

- 「申請者(購入者)が今治市内の店舗・事業所で対象製品を購入したこと」が証明できるもの(購入者本人の氏名が記載されているもの)で、「製品名」や「支払い金額の内訳」が記載され、「購入日」、「支払い」が確認できるものが必要になります。

9-4 領収書を失くしてしまいました。どのようにすればよいでしょうか。

- 購入した店舗・事業所にお問い合わせください。
- 領収書を紛失した場合、市が定める様式(製品販売証明書)を購入店舗に作成・押印してもらうことで、領収書の写しに代えることが可能です。

9-5 メーカー保証書を失くしてしまいました。どのようにすればよいでしょうか。

- 購入したエアコンの型番、製造番号が分かるメーカー保証書がない場合は、市が定める様式(施工証明書)を購入店舗に作成・押印してもらうことで、保証書の写しに代えることが可能です。
- なお、家電量販店等が発行する保証書は代替りの書類となりませんのでご注意ください。

9-6 省エネ性能(星の数)がわかる書類の写しについて詳しく教えてください。

- 統一省エネラベルの多段階評価(前述 3-5・3-6)で星の数が確認できるものを提出してください。
- [省エネ型製品情報サイト](#)での検索結果を印刷したものでかまいません。

9-7 補助金の振込先として使える口座はどのようなものですか。

- 基本的に国内の金融機関には対応しております。
- 貯蓄口座や定期口座は指定できませんのでご注意ください。

9-8 補助金の振込先は申請者名義以外の口座でも可能ですか。

- 申請者と口座名義人は同一にしてください。
(事業所名入りの個人口座は不可)

9-9 振込先口座の通帳の写しはどの部分を提出すればいいですか。

- 通帳を開いた 1、2 ページ目(金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人の情報が確認できるページ)の写しを提出してください。
- インターネットバンキングの場合は金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義の情報を確認できるサイトページの写しを提出してください。

9-10 申請してから補助金が振り込まれるまでの時間はどのくらいですか。

- 申請書を受け付けてから審査を行うため、振り込みまでに約 1 か月から 2 か月ほどかかりますのでご了承ください。
- 補助金の振り込みをもって交付決定にかえさせていただきますので決定通知書の送付はいたしません。